

新潟県条例第14号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
(略)			(略)			
3	(略)		3	(略)		
試験	(10)	(略)	試験	(10)	(略)	
	製	ウ 繊維製品		製	ウ 繊維製品	(略)
	品	(ア)～(セ) (略)		品	(ア)～(セ) (略)	(略)
	性	<u>(リ) P F E 試</u>		性		
	能	<u>験</u>		能		
試	<u>験</u>					
験	<u>(タ) B F E 試</u>	〃				
	<u>験</u>					
	<u>a 高圧蒸</u>	〃				
	<u>気滅菌器</u>					
	<u>を使用す</u>					
	<u>る場合</u>					
	<u>b パルス</u>	〃				
	<u>ドキシセ</u>					
	<u>ノン殺菌装</u>					
	<u>置を使用</u>					
	<u>する場合</u>					
	<u>c 高圧蒸</u>	〃				
	<u>気滅菌器</u>					
	<u>又はパル</u>					
	<u>ストキシ</u>					
	<u>ノン殺菌</u>					
	<u>装置を使</u>					
	<u>用しない</u>					
	<u>場合</u>					
	(略)			(略)		
	(略)			(略)		
	(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。